

令和7年度 山武市立成東小学校いじめ防止基本方針

- 1 平成26年4月 策定、施行する。
- 2 平成29年1月 年間計画を追加する。
- 3 平成29年6月 全面改定

一部追記(いじめの定義、いじめの解消にかかる判断)

- 4 令和元年5月 いじめの認知としての留意点
いじめの重大事態の認知に係る報告書(様式例)を追加する。

I いじめの定義といじめ

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」)

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。(いじめ防止等のための基本方針 H29.3.14)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に組織的に対応していくために、教師・保護者・地域の人々が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの。」といういじめに対する基本認識に立ち、以下の4点の未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- ア いじめは、どの児童にも起こりうるという事実のもと、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- イ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に進んで参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ウ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- エ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) いじめ解消にかかる判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ア いじめにかかる行為が止んでいること
→行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(少なくとも3ヶ月を目安)
- イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
→被害児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会(毎月1回定例開催)

生徒指導主任、教育相談担当、学年代表

(2) いじめ防止対策委員会(必要に応じて開催)

(3) いじめ対策協議会(重大事態時に開催)

(4) 職員会議での情報交換及び共通理解

毎月の職員会議で、配慮を要する児童について、現状や指導等共通理解及び共通指導を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ・児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・児童の一日の様子の変化を朝の会、昼休み、帰りの会のサイクルで観察・把握し、記録をとる。
- ・個を生かした授業実践に努め、学習の成就感や達成感を持てるわかる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- ・いじめ防止に対する授業、講話等を実施する。

(3) 教育相談体制の整備

- ・学期ごと(6月・10月・1月)に「教育相談週間」を設定し、アンケートを実施し児童一人一人と学級担任による個人面談を行い、児童理解を図る。
- ・「心の教室相談員」「スクールカウンセラー」と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- ・縦割り班活動の中で協力したり協調したりする活動を通して、人と関わる社会性を培う。

(5) インターネット等を通じて行われている「いじめ」に対する対策

- ・全児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を実施するなどして迅速に対応する。

(6) 中学校区等の連携協力体制の整備

- ・成東中学校、大富小学校、なるとうこども園と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、山武市要保護児童対策地域協議会ネットワークシステムを活用する。

(2) 学期ごとのアンケートの実施

- ・「教育相談週間」に合わせてアンケートを実施し、一人一人の児童と直接話しをして児童の思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導の活用

- ・児童の休み時間や放課後の課外活動等の中で、児童の様子に目を配り、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握する。

(4) 心の教室相談員との連絡ノート作成による活用を毎回行う。

※積極的ないじめの認知としての留意点

- ア 好意から起こった行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者側が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等もいじめとして認知し、対策組織で情報を共有する。
- イ 1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

5 いじめに対する早期対応（いじめを認知した場合）

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。（被害者・加害者・周辺児童への事実確認と指導。正確に記録をとる。）
- (2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童・保護者への指導と助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等で学習を行う等の措置を講ずる。
事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 学級・学年・全校児童への指導→いじめとは、など人権について考えさせる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (7) 心のケアとして「心の教室相談員」「スクールカウンセラー」等と連携し対応する。

6 重大事態への対処

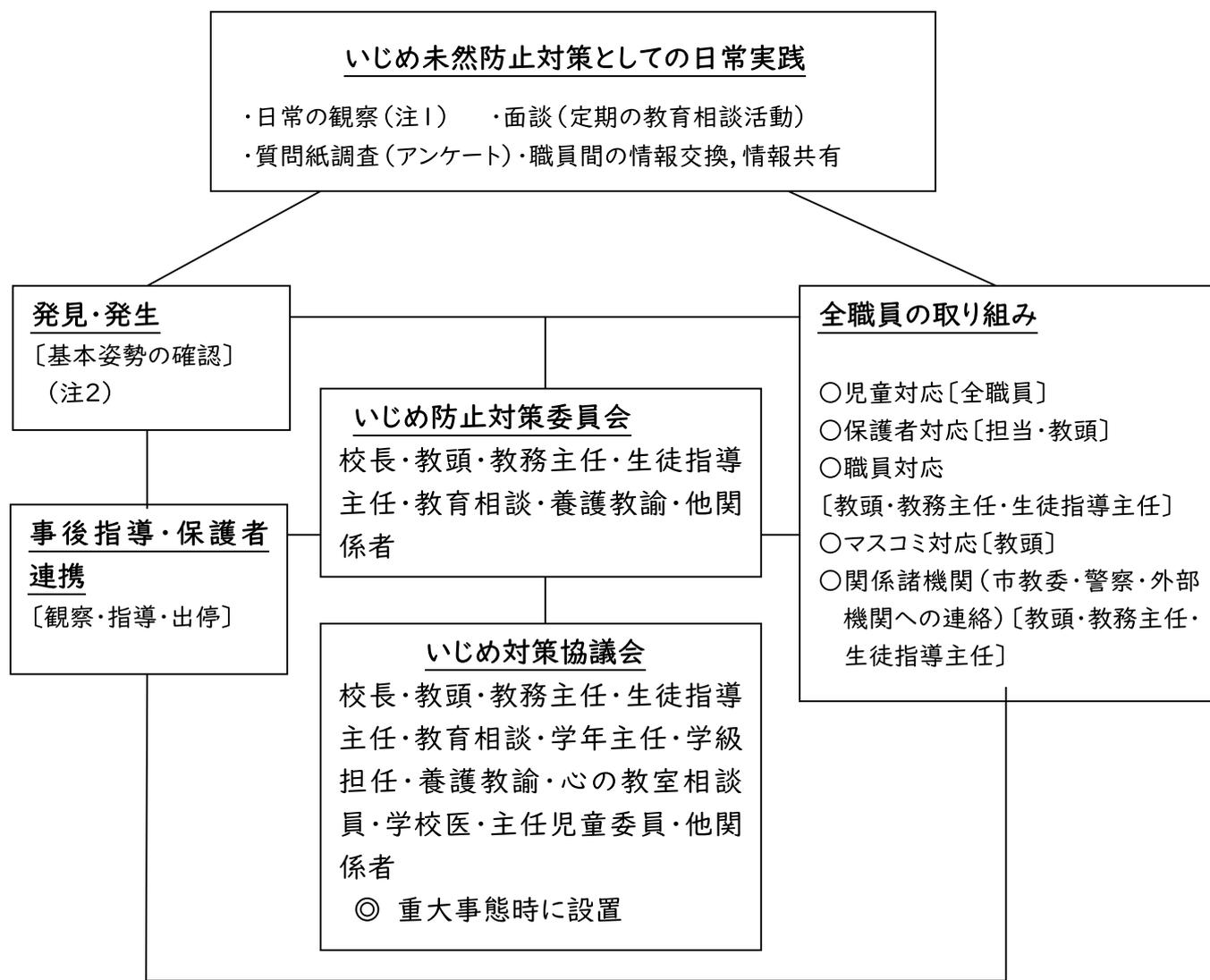
- (1) 重大事態の定義
 - ア いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
 - イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。
（「いじめ防止対策推進法」）
- (2) 重大事態への対処
 - 重大な事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

（※報告様式は別紙様式例に準じて、報告する。）
 - ア 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「いじめ対策協議会」を設置する。
 - イ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - ウ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 公表・点検・評価

- (1) HP等でいじめ防止基本方針を示す。
- (2) いじめ調査を学校評価の項目に入れる。学校評価は公表する。
- (3) 学校評議委員会で報告説明する。
- (4) PTA 総会で報告する。
- (5) いじめ防止対策委員は年度末に基本方針を話し合い、見直す。

成東小学校 いじめ防止対応マニュアル図



(注1) 日常の観察とは(服装、髪型、表情、言葉遣い、友人関係、学習中の態度、持ち物等)

(注2) 基本姿勢とは

○ 日常活動の充実を図り、全職員により計画的に実施する。

【防止】

○ いじめは、どこの学校でもどの児童でも起こる。

【発見】

○ 早期発見・早期対応が取り組みの鍵となる。

【発生】

○ いじめは絶対に許されない行為である。

○ いじめを受けている児童を必ず守る。

(いじめを受けている児童の立場になって指導・支援する。)

○ いじめを受けている児童の日常生活・学習評価等の対応は随時検討する。

【事後】